

## 随意契約・オープンカウンタ方式による見積依頼公告

次のとおり随意契約・オープンカウンタ方式による見積り合わせを行いますので、公告します。

### 1. 随意契約・オープンカウンタ方式による見積り合わせに付する事項

- (1) 業務名 物品個別購入業務（令和6年12月）
- (2) 納入場所 仕様書のとおり
- (3) 業務内容 物品の手配及び納品。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年2月28日

### 2. 随意契約・オープンカウンタ方式による見積り合わせに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 令和4・5・6年度 財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「物品の販売」であって、「C」又は「D」等級に格付けされ、近畿地域の資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。  
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 下記3の見積り合わせ参加申込みを行い、その審査に合格した者であること。

### 3. 見積り合わせ事項を示す場所及び見積り合わせ参加申込み場所等

- (1) 場所 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 8階  
近畿財務局 総務部 会計課 用度係 電話 06 (6949) 6353（直通）
- (2) 見積り合わせ参加申込書受付期間  
見積り合わせ参加希望者は、仕様書等の交付を受け、提出書類を3.(1)の場所に提出し見積り合わせ参加申込みを行うこと。なお、郵送（簡易書留・期限内必着）による提出も可とするが、郵送で提出する場合は必ず上記3.(1)に連絡すること。また、電子メールによる提出及び交付を希望する場合は、上記3.(1)へ連絡すること。  
提出書類： 見積り合わせ参加申込書  
上記2.(1)に係る競争参加資格の等級が確認できる書類（資格審査結果通知書（写）等）  
誓約書及び役員等名簿  
指名停止等に関する申出書  
機能等証明書  
委任状（代理人又は復代理人が見積り合わせ参加申込等を行う場合）  
受付期間： 令和6年12月18日（水曜日）から令和6年12月24日（火曜日）（土曜日及び日曜日を除く）  
（受付時間：9時30分～12時及び13時～16時30分）
- (3) 見積り合わせ参加資格の審査  
見積り合わせ参加資格審査の結果、「不合格」となった場合のみ、令和6年12月24日（火曜日）までに書面等にて通知する。  
なお、見積り合わせ参加資格が「不合格」の場合には、見積り合わせに参加できない。

### 4. 見積り合わせについて

- (1) 見積書提出期限等  
日時： 令和6年12月25日（水曜日） 17時必着  
場所： 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 8階 近畿財務局 総務部 会計課 用度係  
持参若しくは郵送（簡易書留）にて提出すること。  
見積書は当局指定様式又は事前に当局より承認を得た見積書によることとし、内訳書（任意様式）を添付すること。

- (2) 見積り合わせ日時及び場所

- 日時： 令和6年12月26日（木曜日） 14時00分  
場所： 大阪合同庁舎第4号館 8階 執務室

### 5. 契約保証金

全額免除。

### 6. 見積書の無効

本公告に示した参加資格のない者が提出した見積書、見積り合わせ参加申込書又は提出書類に虚偽の記載をした者が提出した見積書、及び見積り合わせに関する条件に違反した見積書は無効とする。

### 7. 見積書の記載金額について

契約に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積書には、見積りが消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

### 8. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。

### 9. その他

当局の定める予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書の提出を行った者を契約相手方とする。なお、同価の見積書があった場合には、見積り合わせ事務に関係のない当局職員が「くじ」を引き契約相手方を決定する。

以上

令和6年12月18日

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 中田 慎一